

第532回鳥取地方最低賃金審議会

1 日時 令和4年7月4日（月）13時55分～15時15分

2 場所 鳥取労働局 4階大会議室

3 出席者

【委員】

公益代表委員 石川委員、佐藤委員、道前委員、中野委員

労働者代表委員 河村委員、北畑委員、寺田委員、森委員、山崎委員

使用者代表委員 徳田委員、西本委員、花原委員、米原委員

【事務局】

鳥取労働局 山本労働局長、高橋労働基準部長、山埜監督課長

片山賃金室長、長谷川賃金室長補佐、田中労働基準監督官

4 議事

- (1) 鳥取地方最低賃金審議会の運営について
- (2) 鳥取県最低賃金の改正決定について（諮問）
- (3) 鳥取県最低賃金専門部会の設置について
- (4) 鳥取県最低賃金の改正決定に係る関係労使の意見聴取の方法について
- (5) 最低賃金審議会令第6条第5項の適用について
- (6) 鳥取地方最低賃金審議会審議日程について
- (7) その他

5 資料目次

- (1) 第56期鳥取地方最低賃金審議会委員名簿
- (2) 鳥取地方最低賃金審議会運営規程
- (3) 年度別最低賃金改正一覧表
- (4) 鳥取県 費目別・世帯人員別標準生計費・費目別標準生計費
- (5) 消費者物価指数 全国・中国地方県庁所在地別総合指数、鳥取市10大費目指数

- (6) 毎月勤労統計調査（全国・鳥取県）
- (7) 令和4年 春季賃上げ 各集計機関別集計状況
- (8) 鳥取県内の雇用情勢、最近の雇用失業情勢（令和4年5月）
- (9) 山陰の「企業短期経済観測調査」結果（2022年3月調査）（日本銀行松江支店）
- (10) 鳥取県の経済動向（令和4年6月号）（鳥取県）
- (11) 鳥取県内の経済情勢（令和4年4月）（財務省中国財務局鳥取財務事務所）
- (12) 鳥取県の経済動向（R3.12～R4.6）、鳥取県内の経済情勢（R4.1、R4.4）
- (13) 鳥取県企業経営者見通し調査（令和4年第2回）（鳥取県）
- (14) 法人企業景気予測調査結果（令和4年4月～6月期調査）（財務省中国財務局鳥取財務事務所）
- (15) 鳥取県 企業の休廃業・解散動向調査（2021年度）（株帝国データバンク鳥取支店）
- (16) 令和4年度「最低賃金に関する基礎調査」の概要、最低賃金に関する基礎調査対象産業表
- (17) 鳥取県最低賃金額と全国加重平均最低賃金額等の推移（平成24年～令和3年）
- (18) 令和3年度改定最低賃金額の周知・広報の実施結果等の報告
- (19) 最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果推移表（鳥取県・全国）
- (20) 令和4年度鳥取地方最低賃金審議会委員による事業場視察（概要）
- (21) 鳥取県最低賃金の改正審議に資するための書面による意見聴取実施要領（案）
- (22) 2022年度最低賃金行政に関する要請書（日本労働組合総連合会鳥取県連合会）
- (23) 最低賃金の大幅引上げと全国一律最低賃金制実現を求める要請（全国労働組合総連合中国ブロック協議会・鳥取県労働組合総連合）

机上配付資料

- 1. 第63回中央最低賃金審議会資料
- 2. 令和4年度第1回目安に関する小委員会配付資料

追加資料

- 1. 令和3年度 業務改善助成金交付決定実績

2. 要請書（最低賃金の大幅な引上げと全国一律化について）（鳥取県弁護士会）

6 議事内容

○長谷川賃金室長補佐 では、定刻より少し早いですが、皆様おそろいになりましたので、ただ今から第532回鳥取地方最低賃金審議会を開催いたします。

本日は、お忙しい中、御出席いただきありがとうございます。私は、賃金室長補佐の長谷川と申します。どうぞよろしくお願ひします。

審議に入ります前に、本審議会の成立について確認いたします。本日の委員の出席状況につきましては、公益を代表する植木委員、使用者を代表する北村委員は欠席ですが、現時点で15名の委員のうち、13名の方に御出席いただいております。会議は、最低賃金審議会令第5条第2項の規定により、委員の3分の2以上、又は各側委員の3分の1以上の出席があれば成立することとなっています。本日の会議は定足数を満たし、有効に成立していますことを御報告させていただきます。

本日の審議会は公開しており、3名の傍聴人がお見えになっております。傍聴人の皆様には、傍聴に当たっての遵守事項に従っていただきますようお願いいたします。

それでは、まず、鳥取労働局長の山本から御挨拶を申し上げます。

○山本労働局長 皆様、こんにちは。鳥取労働局長の山本です。

本日は、お忙しいところ、御出席賜りまして、まずは感謝を申し上げます。日頃より労働行政の推進に御理解、お力添えを頂いております。重ねて感謝を申し上げます。

昨年度は、地域別最低賃金額改定の目安額が時間額表示に一本化されて以降、最高額となる全国一律28円と示される中での審議でした。公・労・使各委員の皆様には、当県下の最低賃金を取り巻く実情等をそれぞれのお立場から、熟慮に熟慮を重ねていただき、採決という形での取りまとめとなったわけです。時間額として821円となった経緯です。

昨年度、中央最低賃金審議会での採決という形、また、多くの労働局で採決となった点につきましては、今年の初め、1月26日に中央最低賃金審議会があったわけですが、その中で厚生労働審議官の総括として、事務局として労使の調整に最大限の努力をするというまとめがあったところです。本年度の審議につきましては、過日、6月28日、厚生労働大臣から中央最低賃金審議会長に対し、地域別最低賃金額改定の目安の諮問が行われたところです。

当局として、本日、この後、審議会長へ改正諮問を行う運びです。6月の月例経済報告

によりますと、景気は持ち直しの動きが見られるということで、先行きについては経済社会活動の正常化が進む中で、各種政策の効果もあって景気が持ち直していくことが期待されるというような表現振りでした。

県内の雇用情勢については、有効求人倍率が高い水準で推移をしております。過日、公表した数字としては1.48倍の有効求人倍率、全体の基調判断としては持ち直しの動きが継続していると当局としては判断しております。とはいえ、新型コロナウイルスの感染者数の推移、ウクライナ情勢、原材料価格の高騰が経済、雇用に与える影響にも注意する必要があると思っており、まだ予断を許さない状況と思っております。足元の物価高の環境下での審議である点、意識していきたいと思っております。

また、マクロで見ますと、少子高齢化、人口減少の中で、地域の基幹産業における雇用の受皿作り、あるいは今後の成長分野への円滑な労働移動、人への投資といったものを考えていく必要があると思っております。労働市場における健全な労働力の流動性を意識しながら、人材育成とその活用、あるいはその雇用のマッチングに努めていきたいと考えています。

最低賃金を取り巻く全体的な動きについて少し触れておきます。6月7日開催の経済財政諮問会議、これは新しい資本主義実現会議との合同会議になっていまして、労使団体のトップである連合会長、経団連会長、日商会頭も参画されておりますが、この合同会議にて政府方針の新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画が策定されております。総理からは物価が上昇する中で、官民が協力して最低賃金の引上げを図るとともに、その引上げ額については公・労・使、三者構成の審議会で生計費、賃金、賃金の支払能力を考慮し、しっかり議論していただくことが必要とされたところです。

この実行計画工程表において、最低賃金については、できる限り早期に全国加重平均が1,000円以上となることを目指すことも盛り込まれたところです。

それから、同日、閣議決定のいわゆる骨太方針においても、同様の趣旨が記載されました。政府として引き続き、できる限り早期の全国加重平均が1,000円実現に向け、最低賃金の引上げを図ることと明記されたところです。

それから、これらに先駆け、政府のパッケージの取組として中小企業が賃上げの原資を確保できるように、取引事業者全体のパートナーシップ、これを掲げ、コスト上昇分を価値創造のために適切に転嫁できるよう、そのようにして賃金引上げの環境を整備する、そういう取組も始まっているところです。

事務局の立場として申し上げます、例年、審議過程には丁寧さを旨とした審議の進行に努めているところです。今年度は、なお一層、公・労・使三者構成の立て付けの意味をかみしめ、それぞれのスタンス、お考えを尊重しながら審議会プロセスの丁寧な運びを模索していきたいと考えています。

申し上げるまでもなく、最低賃金は労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与する。これは最低賃金法の第1条から引用しておりますが、そういった制度でありまして、労働者、企業、社会全体のための制度と言えると理解をしています。

この夏も、委員の皆様方には大変御苦勞をいただくことになろうかと思っております。何とぞ御審議のほどよろしくお願い申し上げます、本年度諮問を行うに先立ちまして、冒頭の挨拶といたします。よろしくどうぞお願いいたします。

○長谷川賃金室長補佐 続きまして、審議会委員の交代がございましたので、新たに就任された方々の紹介をさせていただきます。労働者側委員の寺田委員です。

○寺田委員 よろしく申し上げます。

○長谷川賃金室長補佐 使用者側委員の西本委員です。

○西本委員 よろしく申し上げます。

○長谷川賃金室長補佐 なお、同じく使用者側委員の北村委員は、本日、欠席です。

本日の資料1ページに委員名簿を入れておりますので、御確認ください。

次に、私ども事務局職員もこの4月1日付けの異動により一部替わりましたので、紹介させていただきます。労働局長の山本でございます。

○山本労働局長 よろしくどうぞ申し上げます。

○長谷川賃金室長補佐 監督課長の山埜でございます。

○山埜監督課長 よろしくお願いいたします。

○長谷川賃金室長補佐 賃金室長の片山でございます。

○片山賃金室長 よろしくお願いいたします。

○長谷川賃金室長補佐 私、賃金室長補佐の長谷川でございます。

以上、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、これ以降の議事進行を佐藤会長にお願いいたします。

報道の皆様申し上げます。頭撮りはここまでとさせていただきます。これ以降の撮影は御遠慮ください。では、よろしく申し上げます。

○佐藤会長 こんにちは。今年度もよろしく申し上げます。

では、早速、議事に入らせていただきたいと思います。では、1番目、鳥取地方最低賃金審議会の運営について、事務局から審議会及び議事録の公開、議事録の取扱い等についての説明をお願いします。

○片山賃金室長 それでは、まず、審議会の運営につきまして、御説明させていただきます。お配りしております資料3ページを御覧ください。

鳥取地方最低賃金審議会の運営に関する必要な事項は、鳥取地方最低賃金審議会運営規程に定められています。審議会及び議事録等の公開については、第6条に審議会の公開、第7条に議事録等の公開について規定しています。いずれも原則は公開の取扱いとなっておりますが、公開することにより個人情報保護に支障を来す場合、個人や団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合、審議会の率直な意見交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長が審議会の非公開や議事録等の非公開、一部非公開などとする事ができる取扱いとされております。なお、議事録には、発言された委員皆様の個人名と発言内容の全てを記載することとなっておりますので、あらかじめ御承知おきください。

本年、3月11日開催の第531回鳥取地方最低賃金審議会において、テレビ会議システムの導入及び議事録の署名、押印の廃止に係る鳥取地方最低賃金審議会運営規程の改正が承認されたところですが、本日は参集による審議会とさせていただきます。

また、議事録につきましては、改正された鳥取地方最低賃金審議会運営規程第7条第1項で、議事録を会長及び会長の指名した労働者代表委員並びに使用者代表委員の各一人の確認を得た上で作成するとされたところです。この議事録確認に関しまして、本年度は従来と同様に会長が年間を通して議事録の確認を行う委員2名を指名することとし、会長から確認委員の御指名をお願いいたします。

以上、審議会及び議事録の公開、審議会の開催方法及び議事録の確認につきまして、今年度の方針等の御検討及び御確認をお願い申し上げます。

○佐藤会長 ありがとうございます。

ただ今、議事の1番目について事務局から御説明いただきました。皆様、何か御意見、御質問等ありましたらお願いします。特にありませんか。

(なし)

○佐藤会長 近年の審議会は全て公開し、議事録も個人、団体名などの個人情報に係るも

のを除いて、公開の取扱いとしていますが、委員の皆様の御異論がなければ、本年度の全ての審議会について従前どおりの公開の取扱いとしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

○佐藤会長 よろしいでしょうか。では、従来どおり、公開の取扱いとさせていただきます。

次に、議事録の確認委員につきまして、労働者側委員、使用者側委員の各1名を、年間を通じて指名したいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

○佐藤会長 よろしいですか。では、議事録の確認につきまして、労働者側を代表する委員としては、河村委員にお願いしたいと思います。

○河村委員 はい。

○佐藤会長 使用者側を代表する委員としては、西本委員にお願いしたいと思います。

○西本委員 はい、承知しました。

○佐藤会長 では、よろしく願いいたします。

それでは、引き続きまして、2番目の議事に進みたいと思います。議事の2番目、鳥取県最低賃金の改正決定(諮問)について、事務局から御説明をお願いいたします。

○片山賃金室長 では、説明させていただきます。

最低賃金法第12条によりますと、地域別最低賃金の改正につきましては、最低賃金法第10条の例によるとされています。同条では、都道府県労働局長は、地方最低賃金審議会の調査審議を求め、その意見を聴いて、地域別最低賃金の決定をしなければならないと規定されております。

それでは、鳥取県最低賃金の改正決定についての諮問を行います。鳥取労働局長から会長へ諮問文をお渡しさせていただきます。

[局長から会長へ諮問文手交]

○山本労働局長 ただ今、諮問させていただきました鳥取県最低賃金の改正決定については、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画及び新しい資本主義実行計画工程表並びに経済財政運営と改革の基本方針2022に配意した調査審議をお願いいたします。

○佐藤会長 ありがとうございます。ただ今、鳥取労働局長から、諮問文を受け取りました。それでは、事務局は諮問文の読上げをお願いいたします。

○片山賃金室長 では、諮問文を読み上げさせていただきます。

鳥労発基0704第1号、令和4年7月4日、鳥取地方最低賃金審議会会長、佐藤匡殿、鳥取労働局長、山本浩司。

鳥取県最低賃金の改正決定について（諮問）。

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、令和4年度鳥取県最低賃金（昭和55年鳥取労働基準局最低賃金公示第1号）の改正決定について、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画（令和4年6月7日閣議決定）及び新しい資本主義実行計画工程表並びに経済財政運営と改革の基本方針2022（同日閣議決定）に配意した、貴会の調査審議をお願いする。以上でございます。

○佐藤会長 ありがとうございます。

それでは、事務局から諮問に至る資料等の説明を簡潔にお願いいたします。

○片山賃金室長 それでは、説明させていただきます。

お手元に配付されております机上配付資料、それから追加資料並びに本資料の資料ナンバー3から20につきまして、概要を説明いたします。

〔資料説明〕

○高橋労働基準部長 労働基準部長の高橋です。今年もよろしくお願い申し上げます。

本日、机上配付資料として、令和4年6月28日に開催の第63回中央最低賃金審議会への厚生労働大臣の諮問文及び第1回目安に関する小委員会の資料を配付しています。

まず、冒頭、局長から今年の1月に昨年度の採決に関する総括がなされたという御説明をしました。昨年度、鳥取地方最低賃金審議会においても、8月10日に鳥取県最低賃金の改正決定、答申がなされましたが、その中で政府への要望と中央最低賃金審議会への要望の二つがなされたところです。中央最低賃金審議会への要望でございますが、昨年の要望の部分を読み上げますと、一つ目が「中央最低賃金審議会においては、中小企業・小規模事業者や地域経済の厳しい状況を考慮し、明確な根拠のある目安額を示すこと」。二つ目が「中央最低賃金審議会においては、三者構成の枠組みを大切にし、目安制度の在り方について全員協議会でしっかり議論すること。特に、目安額を示す場合においては、全会一致をもって地方最低賃金審議会に提案すること」です。この二つの要望につきましては、中央最低賃金審議会の事務局である厚生労働省労働基準局賃金課に、鳥取地方最低賃金審議会の要望ということで報告していることを、この場で御報告させていただきます。

次に、第63回中央最低賃金審議会の資料ですが、机上配付資料9ページ以降、資料ナンバー4と入っているものが、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画（令和4

年6月7日閣議決定)・新しい資本主義実行計画工程表の、関係部分の抜粋です。先ほどの諮問の中にグランドデザイン及び実行計画と入っておりますが、机上配付資料10ページの、アンダーラインの関係部分を読み上げると、「また、人への投資のためにも最低賃金の引上げは重要な政策決定事項である。物価が上昇する中で、官民が協力して、引上げを図るとともに、その引上げ額については、公労使三者構成の最低賃金審議会で、生計費、賃金、賃金支払能力を考慮し、しっかり議論していただくことが必要である。」となっております。

また、机上配付資料14ページですが、こちらが新しい資本主義実行計画工程表です。この工程表の一番上段部分、賃金引上げの推進の下に、矢印部分で2022年度今夏ということで、6月最低賃金の政府方針決定、7月中央最低賃金審議会、8月地方最低賃金審議会、そして2022年度の秋から年末にかけて、10月に地域別最低賃金の発効ということが記載されております。

続きまして、机上配付資料15ページ以降が経済財政運営と改革の基本方針2022の関係部分抜粋、骨太方針です。最低賃金に係る部分は、机上配付資料18ページです。アンダーライン部分を読み上げますが、「人への投資のためにも最低賃金の引上げは重要な政策決定事項である。最低賃金の引上げの環境整備を一層進めるためにも事業再構築・生産性向上に取り組む中小企業へのきめ細やかな支援や取引適正化等に取り組みつつ、景気や物価動向を踏まえ、地域間格差にも配慮しながら、できる限り早期に最低賃金の全国加重平均が1,000円以上になることを目指し、引上げに取り組む。こうした考えの下、最低賃金について、官民が協力して引上げを図るとともに、その引上げ額については、公労使三者構成の最低賃金審議会で、生計費、賃金、賃金支払能力を考慮し、しっかり議論する。」とされているところです。

また、机上配付資料25ページ以降が、第1回目安に関する小委員会資料です。27ページ以降が主要統計資料、61ページ以降が都道府県統計資料編になっております。

机上配付資料83ページには、中央最低賃金審議会の資料と同じですが、先ほど説明した新しい資本主義の資料がそのまま付いております。

机上配付資料89ページが先ほど読み上げた経済財政運営と改革の基本方針2022の部分です。

机上配付資料95ページ以降が足下の経済状況等に関する補足資料ということで、新型コロナウイルス感染症・消費者物価の動向を含む資料が今回配付されているところです。

私からの説明は以上でございます。

○佐藤会長 では、多くの資料を御説明いただいたところですが、皆さんから何か御意見、御質問等がありましたらお願いいたします。

○河村委員 一つ確認をさせてください。

本資料91ページ、資料ナンバー19に最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果推移表を載せていただいておりますが、この見方を教えてください。例えば、令和4年では違反事業場数が22事業場で、この22事業場の中に労働者が945人いて、最低賃金未滿の労働者がそのうち34人という見方でよろしいでしょうか。

○山埜監督課長 この見方としましては、1、2、3と三つの表になっています。令和4年ですと、監督実施事業場数が147事業場、そして第2の表に行きまして、その147事業場で雇用されている労働者が945名という作り方になっております。そして、第1の表の違反事業場数が22事業場ありましたけれども、その中で実際に最低賃金未滿で使用されていた労働者が、第2の表の34名という作り方になっています。以上です。

○河村委員 ありがとうございます。分かりました。

○佐藤会長 ほかに御意見、御質問等ありますでしょうか。

特にないようでしたら、先に進めたいと思います。

では、議事の3番目、鳥取県最低賃金専門部会の設置について審議をしたいと思います。

事務局から御説明をお願いします。

○片山賃金室長 最低賃金法第25条第2項で、最低賃金の決定又はその改正について、調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならない旨が定められております。そして、同条第3項で、専門部会は、政令で定めるところにより、関係労働者を代表する委員、関係使用者を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもって組織するとされ、これに関し、最低賃金審議会令第6条第1項で、専門部会の委員の数は9人以内とするとされています。これに基づきまして、従来から公・労・使を代表する委員、それぞれ3名、計9名で専門部会は構成されております。以上でございます。

○佐藤会長 ありがとうございます。

今年度も従来どおりの形にしたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(異議なし)

○佐藤会長 では、従来どおり、公・労・使を代表する委員3名ずつ、計9名で専門部会

を構成したいと思います。

次に、専門部会委員の選任手続等について、事務局から御説明をお願いします。

○片山賃金室長 最低賃金審議会令第6条第4項では、地方最低賃金審議会に置かれる専門部会の関係労働者を代表する委員及び関係使用者を代表する委員の任命に当たっては、関係者に対し、相当の期間を定めて、候補者の推薦を求めなければならないとされております。つきましては、本日、審議会終了後、鳥取労働局と県内の労働基準監督署の掲示板に7月22日まで、専門部会の委員の推薦公示をいたします。また、鳥取労働局のホームページでもお知らせしたいと考えております。その後、委員は推薦のあった者の中から局長が任命することとなります。専門部会委員については、次回の第533回鳥取地方最低賃金審議会において御報告させていただきます。以上です。

○佐藤会長 ありがとうございます。

では、次に、専門部会の廃止の手続についてです。最低賃金審議会令第6条第7項では、最低賃金専門部会は、その任務を終了したときは審議会の議決により、これを廃止するものとするとしております。あらかじめ本審議会の中で決めておくということですので、審議が終われば廃止するというところでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○佐藤会長 では、そのようにしたいと思います。

では、引き続きまして、4番目の議事に進みたいと思います。意見聴取の方法について、事務局から説明をお願いします。

○片山賃金室長 意見聴取につきましては、ここ数年、次の三つの方法で意見を集約して審議に反映していただいております。

まず、一つ目といたしまして、最低賃金決定要覧144ページを御覧ください。最低賃金法第25条第5項の規定により、最低賃金審議会は最低賃金の改正の決定について調査審議を行う場合は、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くものとなっております。この意見を聴く方法につきましては、同じく153ページ、最低賃金法施行規則第11条第1項で、都道府県労働局長は、最低賃金の改正決定について、最低賃金審議会に調査審議を求めた場合、遅滞なく、最低賃金審議会が最低賃金法第25条第5項の規定による関係労働者及び関係使用者の意見を聴く旨を公示すると規定しています。これを受け、本日から7月22日まで、鳥取労働局と県内の労働基準監督署の掲示板に意見の募集公示を行います。また、鳥取労働局のホームページでも意見募集の記事を掲載いたします。

二つ目に、最低賃金決定要覧153ページ、最低賃金法施行規則第11条第2項において、公示により提出された意見書のほか、当該意見書を提出した者その他の関係労働者及び関係使用者のうち適当と認める者をその会議、これは専門部会の会議を含みます、これに出席させる等により、関係労働者及び関係使用者の意見をきくものとする規定しています。これを受けまして、本日から7月22日まで労働局のホームページで意見発表者の募集も行う予定としております。応募がございましたら、例年どおり意見陳述人による意見陳述の場を設けたいと考えております。

三つ目ですが、今、御説明した二つの意見聴取に加えまして、従来から書面により、関係使用者とその労働者の意見も聴取しております。今年度の改正審議に資するための書面による意見聴取実施要領につきましては、資料97ページで説明させていただきます。

97ページの実施要領を御覧いただきたいと思えます。関係事業主及び労働者から意見を聴取するため、例年、最低賃金に関する基礎調査で有効回答をいただいております事業所及びタクシー業の事業所の事業主と労働者からアンケート回答による意見聴取を行っており、本年度も例年同様に実施いたします。

実施要領（案）の2に、今年度の選定基準をお示ししております。選定事業所数は昨年度の数と同じということにしております。事業所選定方法につきましては、まず、98ページに示しております基礎調査の対象7業種、EからRまでといたしまして、規模のくくりにつきましては、10人未満、それから10人以上29人未満の2区分といたします。

次に、選定地域につきましては、4市から各1事業所、全郡部で4事業所から選出いたします。これにより7業種、規模2区分で14ということになりまして、この区分について4市から各1事業所なので、14掛ける4で56事業所、それから全郡部で4事業所なので、14掛ける4の56事業所になりまして、トータルで112事業所を選定することにしております。なお、不足分につきましては、他の階層から補填させていただくことで計画してございます。

最後に、その他という形で、基礎調査の対象となっていませんけれども、タクシー業についても例年どおり対象といたします。タクシー業につきましては、県内4市を一くくりにしまして8事業所、それから、全郡部を一くくりにして4事業所を選定する方法で、計12事業所について選定いたします。112プラス12、合計で124事業所を対象として実施する計画でございます。

この対象事業所に対しまして、事業主及びその対象事業所で一番賃金の低い労働者1名

を対象として、例年どおり、資料 99 ページにあります意見聴取の趣旨などを記載した事業主に対する依頼文、意見聴取用紙、それから返信用封筒を送付するとともに、100 ページに示しております労働者に対する依頼文、意見聴取用紙並びに返信用封筒を郵送して実施します。なお、書面による意見聴取の内容につきましては101 ページ以降に示しておりますので、御覧いただければと思います。以上でございます。

○佐藤会長 ありがとうございます。意見聴取について御説明いただいたところでありますが、何か御意見、御質問等ありますでしょうか。

(なし)

○佐藤会長 では、事務局から御説明のあった方法で意見聴取を行うこととさせていただきます。では、5 番目の議事に進みたいと思います。最低賃金審議会令第6 条第5 項の適用について、事務局から説明をお願いします。

○片山賃金室長 最低賃金審議会令第6 条第5 項に、審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができるがございます。鳥取県最低賃金の審議につきまして、専門部会が全会一致となり、最低賃金審議会令第6 条第5 項が適用されますと、専門部会報告をもって審議会でも決議されたものとみなされ、労働局長宛て答申がなされますので、審議会の開催が省略され、発効日が早まる可能性がございます。

昨今の審議会では、最低賃金審議会令第6 条第5 項の規定の適用を決定いただいているところですが、今年度の鳥取県最低賃金の審議で適用するかどうかの御検討をお願いします。なお、最低賃金審議会令第6 条第5 項が適用された場合であっても、専門部会での結審が全会一致に至らなかった場合には、審議会を開催し、専門部会の報告を受けて改正決定の審議を行った後に、労働局長宛て答申していただくこととなります。以上です。

○佐藤会長 ありがとうございます。

では、本年も例年どおり、専門部会の決議において全会一致を得られた場合には、本条項を適用していきたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(異議なし)

○佐藤会長 ありがとうございます。では、この条項の適用に当たりまして、最低賃金専門部会の決議において全会一致を前提としております。なるべく全会一致となるように、私も努力いたしますので、皆さんも御協力をお願いいたします。

では、6 番目の議事に進みます。鳥取地方最低賃金審議会審議日程ですが、まだ専門部

会委員が選ばれておりません。取りあえず事務局から説明をお願いします。

○片山賃金室長 今後の審議日程について御説明いたします。皆様方のお手元に1枚紙をお配りしております。これは、今後の審議会の日程（案）です。委員の皆様のご都合を調整した上で作成いたしました。候補日等についての事務局案です。

まず、本審の日程ですけれども、次回、第533回鳥取地方最低賃金審議会の候補（案）につきまして、7月29日金曜日午前9時とさせていただきます。この第533回鳥取地方最低賃金審議会では、中央最低賃金審議会の目安の伝達、特定最低賃金の改正決定の必要性の有無についての諮問などを予定しております。

次に、専門部会の日程（案）ですが、委員選出前のため、あくまで予定ということを示しております。専門部会の日程は、本来は専門部会委員が決まってからとなりますが、本審の日程に沿った予定とする必要がございますので、例年と同様、第4回までの専門部会を集中的に開催し、御審議いただくとの考えの下で開催日を予定しております。第4回鳥取県最低賃金専門部会において結審の場合には、同日に第534回鳥取地方最低賃金審議会を開催する予定としております。第4回鳥取県最低賃金専門部会で結審とならなかった場合には、同日には第534回鳥取地方最低賃金審議会は開催しません。その場合は、予備日において第5回以降の鳥取県最低賃金専門部会を開催して、結審した場合には、その同日に第534回鳥取地方最低賃金審議会を開催する予定とする案を作成しました。それから、異議審議は、御覧の日程で開催する予定としております。以上です。

○佐藤会長 ありがとうございます。

審議日程について、何か意見、質問等がありましたらお願いします。よろしいでしょうか。

（なし）

○佐藤会長 それでは、この審議日程で予定をいたしますが、最長でも10日という短期間での集中審議となりますので、格別の御協力をお願いいたします。

では、7番目の議事に進みたいと思います。その他についてですが、事務局から何かありますでしょうか。

○片山賃金室長 その他といたしまして、1点御報告があります。各種団体から鳥取県最低賃金改正に関する要請等がございましたので、要請等の内容を説明いたします。

まず、資料105ページを御覧いただきたいと思います。令和4年6月21日に日本労働組合総連合会鳥取県連合会会長、田中穂様から鳥取労働局長宛てに「2022年度最低

賃金行政に関する要請書」と題する要請書が提出され、要請がございました。内容の概略を申し上げます。

1、地域別最低賃金について、「(1) 労働の対価としてふさわしいナショナルミニマム水準に向けた改定額の決定」として、生存権を確保した上で、労働の対価としてふさわしいナショナルミニマム水準への改善を目指した改定額が決定されるよう、事務局として最大限努めること。目安制度の意義を再確認した上で、目安額を尊重した議論を前提とし、鳥取地方最低賃金審議会の主体性が最大限発揮できる審議会運営を図ること。「(2) 早期発効に向けて」として、早期の最低賃金引上げ発効は労働者の利益である。早期発効の趣旨を踏まえた審議会運営が図られるよう努めること。

2、最低賃金の引上げに向けた環境整備について、「(1) 労務費上昇分の適切な価格転嫁に向けた対応」として、労務費の上昇分が適切に取引価格に転嫁できる環境整備と中小企業・小規模事業者支援策の周知徹底について、関係機関と連携を図ること。「(2) 業務改善助成金の活用促進」として、申請手続の簡素化や周知徹底を図るなどして、より中小企業・小規模事業者が活用しやすい環境を整備すること。

3、特定(産業別)最低賃金について、「(1) 特定(産業別)最低賃金の意義・目的を踏まえた審議会運営」として、特定(産業別)最低賃金は、労使交渉を補完・代替する機能を有し、事業の公正競争の確保に寄与している。この意義・目的を公労使が再認識し、必要性審議も含め、当該産業労使のイニシアティブ発揮に向けた審議会運営がなされるよう、最大限努めること。「(2) 適用労働者数の適切な把握」として、特定(産業別)最低賃金の適用事業所及び適用労働者数の適切な把握に努めること。

それから、4、最低賃金の履行確保について、「(1) 監督行政の強化等」として、最低賃金履行確保のための監督に当たる要員の増強等、監督体制の抜本的強化を図るとともに、違反事業所の積極的な摘発や罰則適用の強化など、最低賃金制度の実効性を高めること。地方公共団体や労働組合を含む各種団体との連携を図り、最低賃金額はもとより制度の意義等も含めた周知徹底を図ること。最低賃金が適用される労働者の判断には、契約の名称ではなく、働き方の実態について徹底した調査の上、適切に判断すること。「(2) 最低賃金の改定額を踏まえた公契約の見直し」として、最低賃金の改定額を踏まえ、発注済みの公契約の金額を見直すよう、地方自治体に対し指導を強化することといった旨の要請を受けまして、鳥取労働局として対応し、厚生労働省本省へ報告並びに最低賃金審議会に報告する旨、回答しております。

続きまして、資料107ページを御覧ください。令和4年6月3日に全国労働組合総連合中国ブロック協議会議長、神部泰様と、鳥取県労働組合総連合議長、田中暁様の連名により、鳥取労働局長宛てに「最低賃金の大幅引上げと全国一律最低賃金制実現を求める要請」として、御覧のとおり6項目の要請がございました。内容をまとめますと、108ページを見ていただきたいのですが、1、全ての働く人に人間らしい生活を保障し、格差を是正するために、最低賃金法を改正し、生計費原則に基づく全国一律最低賃金制を実現すること。2、生計費の原則に基づき、最低賃金を1,500円に引き上げること。3、最低賃金の引上げに対応した中小企業・小規模事業者支援策の拡大、充実を講じ、企業間取引で下請業者いじめをさせない公正取引のルール確立に向けた指導を徹底するよう、国や県、関係機関に求めていただくこと。4、労働局が実施している業務改善助成金について、県の活用状況と政府の予算に対する執行状況を示していただくこと。その上で、活用が浸透していない状況の原因についてお答えいただくこと。業務改善助成金を受ける場合の引上げ前の金額については、9月30日時点金額とし、申請期間については年内12月か年度内、3月までに延長するよう制度変更を行うこと。5、地方最低賃金審議会の労働側委員の選任に当たっては、公正な任命に努め、推薦された候補者、選任の方法、基準、結果を一般公開すること。6として、まず、①傍聴について人数制限を行わないこと。②異議申出の場合の意見陳述を受け付けることの旨の要請でございました。

この要請を受け、鳥取労働局として対応し、内容に応じて厚生労働本省へ報告並びに最低賃金審議会へ報告する旨、回答しておりますので御報告いたします。

それから、追加資料を見ていただきたいと思います。令和4年7月1日付けで、鳥取県弁護士会会長、西川文雄様から、鳥取地方最低賃金審議会宛てに「要請書（最低賃金の大幅な引上げと全国一律化について）」が郵送されました。

内容をまとめますと、現在の鳥取県最低賃金821円では、労働者やその家族が十分に生活できるだけの収入水準が確保されているとは言い難い。また、著しい地域格差は、①労働者の生計費、②労働者の賃金、③通常の事業の賃金支払能力という考慮要素に照らしても正当化できない。物価上昇により生計費が増大しており、労働により十分に生計を立てられるように、最低賃金を引き上げる必要性が増している。中小企業者に対し、新型コロナウイルス感染拡大に対応した支援策の拡充だけでなく、社会保険料の減免や減税、補助金支給等の中小企業支援策を実施する検討を進めるべきである。

上記を踏まえ、当弁護士会は、鳥取地方最低賃金審議会に対し、鳥取県の地域別最低賃

金の大幅な引上げの答申を出すことを求める。また、厚生労働省に対し、全国一律最低賃金制度の導入を検討するように求めるという内容の要請書を頂いております。

私からの説明は以上でございます。

○佐藤会長 ありがとうございます。

今、3点の要請書を紹介していただきましたが、これらについて御意見、御質問等ありますでしょうか。

○西本委員 別件ですけれども、7月29日の第533回鳥取地方最低賃金審議会の時で結構ですので、前年の要望事項の結果について、事務局の検証評価をお願いします。一つは政府関係ということで2項目あったのですが、これは年度末、3月末基準で結構ですし、中央最低賃金審議会で、正に今、審議中ですけれども、目安が出た時点で明確な根拠のある目安なのかどうか、それから全会一致なのかどうか、その辺の検証及び評価をお願いしたいということです。以上です。

○佐藤会長 ありがとうございます。事務局をお願いします。

○片山賃金室長 頂きました御意見につきまして、次回の審議会で回答できるよう努めてまいりたいと思います。

○西本委員 お願いします。

○佐藤会長 ありがとうございます。

ほかに委員の皆様、何か御意見等ありますでしょうか。よろしいですか。

先ほどのたくさんの資料について、何か質問がある方はいらっしゃいますか。

特になければ、以上で本日の審議会を終了させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。大丈夫ですか。

(異議なし)

○佐藤会長 では、終了させていただきます。本日はどうもありがとうございました。